

入札説明書

令和元年7月29日千葉市公告第578号により公告した千葉市立千城台旭小学校大規模改造工事に伴う厨房機器納入・据付の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

千葉市立千城台旭小学校大規模改造工事に伴う厨房機器納入・据付
(防水型デジタル台はかり他 全44品目)

(2) 調達物品の特質等

別添仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和2年3月19日

(4) 納入場所

千葉市若葉区千城台東3丁目18-1 千葉市立千城台旭小学校

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成30・31年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) この物品を納入することが可能な者であること。

(4) この物品納入後、アフターサービス・メンテナンスを本市の求めに応じて迅速に提供できる者であること。また、これらを確認することができ、「アフターサービス・メンテナンス体制確約書」を提出できる者であること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公告の日から令和元年8月2日(金)まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで。)
- (2) 提出場所 千葉市教育委員会教育総務部学校施設課
- (3) 提出方法 持参
- (4) 確認通知 令和元年8月8日(木)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 質問回答等

(1) 調達物品の仕様に関する質問

ア 質問方法

令和元年8月2日(金)までに、後記9の契約事務担当課宛、別紙質問書を電子メールにて提出すること。

イ 回答方法

期間内に受理したすべての質問内容及び回答を全入札参加者に令和元年8月8日(木)までに電子メールで回答する。

(2) 同等品事前相談

仕様書に例示する機器以外のもので競争参加を希望する場合は、令和元年8月2日(金)までに、機器単品図やカタログの写し等を下記住所の千葉市教育委員会学校教育部保健体育課に持参し、承認を得ること。

千葉市教育委員会学校教育部保健体育課

〒260-8730 千葉市中央区問屋町1番35号 千葉ポートサイドタワー11階

電話：043-245-5942

(3) その他、申請書類の提出・入札手続等に関する質問

執務時間内において、随時、後記9の契約事務担当課へ電話で問い合わせること。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和元年8月19日(月) 午前10時00分

場 所 千葉市教育委員会教育総務部学校施設課入札室(千葉ポートサイドタワー12階)

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記9の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、調達物品の金額のほか、輸送費、保険料等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め見積もること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

(5) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に別紙委任状を提出すること。）。

7 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8730 千葉市中央区問屋町1番35号

千葉市教育委員会教育総務部学校施設課調達班

電話 043-245-5913

e-mail gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp